

○南相馬市営住宅条例施行規則

平成18年1月1日

規則第112号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市営住宅条例（平成18年南相馬市条例第150号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市営住宅の名称及び位置)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める市営住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(住宅の基準)

第2条の2 条例第3条の9第2項の規則で定める措置は、住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5—1（3）の等級4の基準を満たすこととなる措置とする。ただし、これにより難い場合は等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

2 条例第3条の9第3項の規則で定める措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8—1（3）イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8—1（3）ロ①cの基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8—1（3）ロ①dの基準）及び評価方法基準第5の8の8—4（3）の等級2の基準を満たすこととなる措置とする。

3 条例第3条の9第4項の規則で定める措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3—1（3）の等級3の基準（木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3—1（3）の等級2の基準）を満たすこととなる措置とする。

4 条例第3条の9第5項の規則で定める措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4—1（3）及び4—2（3）の等級2の基準を満たすこととなる措置とする。

(住戸の基準)

第2条の3 条例第3条の10第3項の規則で定める措置は、市営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6—1（2）イ②の特定建材を使用する場合にあっては、同（3）ロの等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

(住戸内の各部の基準)

第2条の4 条例第3条の11の規則で定める措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9—1（3）の等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

(共用部分の基準)

第2条の5 条例第3条の12の規則で定める措置は、市営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9—2（3）の等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

(入居申込み)

第3条 条例第8条第1項の規定により市営住宅に入居しようとする者は、市営住宅入居申

込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の市営住宅入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市町村長の発行する住民票謄本
- (2) 入居申込み日の前年1年間の所得を証する書類及び市町村長の発行する所得額を証する書類
- (3) 市町村長の発行する税の納入証明書
- (4) 婚姻を前提として申込みをする者については、婚姻の予約を証する書類
- (5) 住宅に困窮していることを証する書類
- (6) 立ち退きの要求のある場合は、その事実を証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市営住宅入居申込書の有効期間は、その申込書を提出した月の申込期限までとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、入居申込者の住宅困窮の程度を実地に調査するものとする。

（入居者決定の通知）

第4条 市長は、条例第8条第2項の規定により市営住宅への入居を決定したときは、市営住宅入居決定通知書（様式第2号）により、同条第3項の規定により借上げの市営住宅への入居を決定したときは、借上市営住宅入居決定通知書（様式第3号）により、当該入居を決定された者に対して通知するものとする。

（寡婦、引揚者、老人及び心身障がい者の範囲）

第5条 条例第9条第3項に規定する規則で定める要件を備えている者は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 20歳未満の子を扶養している寡婦 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
- (2) 引揚者 海外からの引揚者で引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (3) 老人 満60歳以上の者でその同居親族が配偶者又は18歳未満の児童等のみであるもの
- (4) 心身障がい者 入居者又は同居親族が次のいずれかに該当する者
 - ア 戦傷病者にあつては、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者で恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害があるもの
 - イ 戦傷病者以外の身体に障がいのある者にあつては、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の4級以上の障がいがあるもの
 - ウ 知的障がい者等の精神的障がいを有する者にあつては、知的障がいの程度が児童相談所の長、知的障害者更生相談所の長、精神保健センターの長又は精神科の診療に経験を有する医師により、重度又は中度の知的障がい者と判定された者及び知的障がい

者以外の者で重度又は中度の知的障がい者と同程度の精神的障がいを有していると判定されたもの

(優先的入居者の選考)

第6条 条例第9条第3項の規定により優先的に選考を受けようとする者は、市営住宅優先入居申込書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の市営住宅優先入居申込書の提出があった場合は、これを審査し、その申込者を優先的に入居させることが適当であると認めるときは、その者の入居を決定するものとする。この場合において、優先的に入居させるべきと認める者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超えるときは、公開抽選その他公正な方法により入居者及び補欠入居者の順位を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により市営住宅への入居を決定したときは、市営住宅入居決定通知書(様式第2号)により当該入居を決定された者に対して通知するものとする。

(空き住宅の入居者の選考)

第7条 年間生ずる空き住宅の入居者の選考については、公開抽選により入居者を決定するものとする。

(入居の手続)

第8条 市営住宅の入居決定者が条例第10条第1項第1号の規定により請書(様式第5号)を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (2) 連帯保証人の所得を証する書類
- (3) 連帯保証人の税の納入証明書
- (4) 市営住宅緊急連絡先届(様式第5号の2)

2 市長は、連帯保証人を不適当と認めたときは、変更を命ずることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、改めて第1項に規定する書類を提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人が条例第10条第1項第1号に規定する資格を失い、又は連帯保証人を変更するとき。
- (2) 条例第12条の規定により入居を承継するとき。
- (3) 連帯保証人の届出から5年を経過するとき。
- (4) 家賃債務保証業者と家賃債務を保証する契約を解除する場合

(入居の許可)

第9条 市長は、条例第10条第5項に規定する入居可能日を市営住宅入居許可書(様式第6号)により、入居決定者に対して通知するものとする。

(入居の辞退の届出等)

第10条 市営住宅への入居を許可された者は、市営住宅への入居を辞退しようとするときは、市営住宅入居辞退届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の市営住宅入居辞退届を受理したときは、内容を確認してこれを承認し、市営住宅入居辞退承認通知書(様式第7号の2)により、当該入居決定者に対して通知す

るものとする。

(入居の決定の取消し)

第10条の2 市長は、条例第10条第4項の規定により入居の決定を取り消したときは、市営住宅入居決定取消通知書（様式第7号の3）により、当該入居決定者に対して通知するものとする。

(同居の承認)

第11条 条例第11条の規定により同居の承認を受けようとする者は、市営住宅同居承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の市営住宅同居承認申請書を受理したときは、次のいずれかに該当し、適当と認めたときはこれを承認し、市営住宅同居承認通知書（様式第9号）により、その承認をしなかった場合には市営住宅同居不承認通知書（様式第9号）により、その旨を申請者に対して通知するものとする。

(1) 同居しようとする者が、入居者又はその配偶者の親族であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めたとき。

(入居の承継)

第12条 条例第12条の規定により、入居者が死亡し、又は退去した場合において、同居していた者が入居を承継しようとするときは、市営住宅承継入居申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の市営住宅承継入居申請書を受理したときは、承継することが適当と認めるときはこれを承認し、市営住宅承継入居承認通知書（様式第11号）により、その承認をしなかった場合は市営住宅承継入居不承認通知書（様式第11号）によりその旨を申請者に対して通知するものとする。

(利便性係数)

第13条 条例第13条第3項の規則で定める数値は、土地評価額や住宅設備の状況に応じて、市長が定める数値とする。

(収入に関する報告等)

第14条 条例第14条第1項の規則で定める期日は、7月末日とする。

2 公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条の規定による書面は、市営住宅入居者収入状況申告書（様式第12号）による。

3 市長は、条例第14条第3項の規定による収入の額を認定したとき、又は同条第4項の規定による同条第3項の認定の更正をしたときは、市営住宅入居者収入認定（更正）通知書（様式第13号）によりその旨をその者に対して通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し意見を述べようとするときは、市営住宅入居者収入額更正申請書（様式第14号）により市長に申し出なければならない。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 条例第15条の規定により家賃の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、その事実を認証する書類を添付して市営住宅家賃減免・徴収猶予申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による市営住宅家賃減免・徴収猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、減免又は徴収猶予をする必要があると認めるときは、減免又は徴収猶予の決定をし、市営住宅家賃減免・徴収猶予承認通知書（様式第16号）により、その旨をその者に対して通知するものとする。

（家賃の減免徴収猶予基準）

第16条 前条に規定する家賃の減免については、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 入居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）により住宅扶助を受けている場合で、当該住宅の家賃が扶助限度額を超えるときは、その超える額を減額する。
 - (2) 入居者又は同居者が失職その他の事情により、その収入が著しく低額であるときは、その収入額で条例第13条の規定により家賃を算出し、決定家賃から算出した家賃を差し引いた額を減額する。
 - (3) 入居者又は同居者が病気にかかり長期にわたって療養する必要があるが生じ、又は災害により容易に回復し難い損害を受けたときは、市長がこれらの経費として認定する額を収入から控除した収入額で条例第13条の規定により家賃を算出し、決定家賃から算出した家賃を差し引いた額を減額する。
- 2 前項の規定は、家賃の徴収猶予に準用する。
- 3 家賃の減免又は徴収猶予の期間は、12月以内とし、入居者の事情その他を勘案して決定する。

（長期不在の届出）

第17条 条例第24条の規定による届出は、市営住宅長期不在届（様式第17号）による。

（住宅の用途変更及び現状変更）

第18条 条例第26条ただし書及び第27条第1項ただし書の規定により住宅の一部の用途併用及び模様替え、増築等の承認を受けようとする者は、市営住宅用途併用・現状変更申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の市営住宅用途併用・現状変更申請書を受理したときは、次の各号のいずれにも該当し、住宅以外の用途併用又は模様替え若しくは増築をすることがやむを得ないと認めたときは、これを承認し、市営住宅用途併用・現状変更承認通知書（様式第19号）によりその旨をその者に対して通知するものとする。
- (1) 管理上支障がなく、かつ、原状回復又は撤去が容易であること。
 - (2) 増築の床面積が10平方メートル未満であること。
 - (3) 風紀、衛生その他公衆道徳上支障がないこと。
- 3 前項の規定により承認を受けた者は、その工事の完了後、直ちに市営住宅用途併用・現状変更竣工届（様式第20号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

（収入超過者に対する通知）

第19条 条例第28条第1項の規定による収入超過者への通知は、収入超過者認定通知書（様式第21号）による。

（高額所得者の認定等）

第20条 条例第28条第2項の規定による高額所得者への通知は、高額所得者認定通知書

(様式第22号)による。

- 2 入居者は、前項の認定に対し意見を述べようとするときは、通知を受けた日から10日以内に高額所得者認定更正申請書(様式第23号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の高額所得者認定更正申請書を受理し、認定の更正をしたときは、高額所得者認定更正通知書(様式第24号)によりその旨をその者に対して通知するものとする。
- 4 条例第31条第1項の規定による高額所得者への明渡しの請求は、高額所得者市営住宅明渡し請求書(様式第25号)による。
- 5 条例第31条第4項の規定により明渡しの期限の延長の申出をしようとする者は、高額所得者市営住宅明渡し期限延長申請書(様式第26号)を市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、前項の高額所得者市営住宅明渡し期限延長申請書を受理し、期限の延長を認めたときは、高額所得者市営住宅明渡し期限延長承認通知書(様式第27号)によりその旨をその者に対して通知するものとする。
- 7 条例第32条第2項の規則で定める金銭の額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍とする。

(住宅の明渡し)

第21条 市長は、条例第36条第1項及び第41条第1項の規定により明渡しの請求をするときは、市営住宅明渡し請求書(様式第28号)により請求するものとする。

- 2 条例第37条の規定により新たに整備される市営住宅への入居を希望する者は、新市営住宅入居希望申出書(様式第29号)を市長に提出しなければならない。

(建替事業等による家賃の減額)

第22条 条例第38条及び第39条の規定により家賃の減額を受けようとする者は、市営住宅家賃減額申請書(様式第30号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の市営住宅家賃減額申請書を受理し、家賃を減額する必要があると認めたときは、市営住宅家賃減額決定通知書(様式第31号)によりその旨をその者に対して通知するものとする。
- 3 第1項の規定により減額する金額について100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円に切り上げるものとする。

(住宅の退去届)

第23条 条例第40条第1項の規定による届出は、市営住宅退去届(様式第32号)による。

(社会福祉事業等の使用手続)

第24条 条例第43条第1項に規定する書面は、社会福祉事業等市営住宅使用申請書(様式第33号)による。

- 2 条例第43条第2項の許可をするときの通知は、社会福祉事業等市営住宅使用許可書(様式第34号)により、許可しないときの通知は、社会福祉事業等市営住宅使用不許可通知書(様式第35号)による。

(社会福祉事業等の使用料)

第25条 条例第44条第1項の規則で定める使用料の額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

(社会福祉事業等の使用状況報告)

第26条 条例第46条の規定により市営住宅を使用している社会福祉法人等は、毎月15日までに前月の使用状況について、社会福祉事業等市営住宅使用状況報告書(様式第36号)により市長に報告しなければならない。

(社会福祉事業等の申請内容の変更)

第27条 条例第47条の規定による申請の内容に変更が生じた場合の報告は、社会福祉事業等市営住宅使用申請内容変更報告書(様式第37号)により行わなければならない。

(社会福祉事業等の使用許可の取消し)

第28条 市長は、条例第48条の規定により使用許可を取り消したときは、社会福祉事業等市営住宅使用許可取消通知書(様式第38号)により市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して通知するものとする。

(みなし特定公共賃貸住宅の家賃)

第29条 条例第52条第1項の規則で定める市営住宅の毎月の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

(駐車場の使用申込み)

第30条 条例第57条第1項の規定により駐車場を使用することを希望する者は、市営住宅駐車場使用申請書(様式第39号)を市長に提出しなければならない。

(駐車場の使用決定)

第31条 市長は、条例第57条第2項の規定により駐車場の使用を決定したときは、市営住宅駐車場使用決定通知書(様式第40号)により当該使用を決定された者に対して通知するものとする。

2 市長は、駐車場の使用の申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超えるときは、公開抽選その他公正な方法により使用者及び補欠使用者の順位を決定するものとする。

(駐車場の使用許可の取消し)

第32条 市長は、条例第62条第1項の規定により、駐車場の使用許可を取り消したときは、市営住宅駐車場使用許可取消通知書(様式第41号)によりその旨をその者に対して通知するものとする。

(市営住宅管理人)

第33条 条例第64条第2項に規定する市営住宅管理人は、市営住宅入居者のうちから市長が委嘱する。

2 市営住宅管理人には、毎年度予算の範囲内において謝礼として報奨金を支給するものとする。

(立入検査証)

第34条 条例第65条第3項に規定する市営住宅の検査に当たる者の身分を示す証票は、市営住宅立入検査員証(様式第42号)とする。

(公募に明示する事項)

第35条 市長は、条例第67条の規定により指定管理者の公募を行う場合は、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) 市営住宅及び共同施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容
- (4) 指定の期間
- (5) 市が支払うべき管理の費用（以下「指定管理料」という。）に関する事項
- (6) 申請者の資格要件
- (7) 申請方法及び選定の基準
- (8) その他市長が必要と認める事項

(指定申請書の提出等)

第36条 条例第69条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定管理者指定申請書（様式第43号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第37条 市長は、条例第69条第2項の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知しなければならない。

(協定書に定める事項)

第38条 条例第72条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 市営住宅及び共同施設の管理に関する事項
- (3) 指定管理料に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (7) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(その他)

第39条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小高町営住宅条例施行規則（平成9年小高町規則第9号）、鹿島町営住宅条例施行規則（平成10年鹿島町規則第5号）又は原町市営住宅条例施行規則（平成9年原町市規則第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第1号）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中前田団地に関する改正規定は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第18号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年2月18日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に整備され、又は整備に係る工事がされている市営住宅及び共同施設については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月12日規則第1号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中西川原団地の部を加える改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の南相馬市営住宅条例施行規則の規定による西川原団地に係る入居申込み、入居者決定その他市営住宅を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成26年8月1日規則第26号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の南相馬市営住宅条例施行規則の規定による西町団地1号棟から5号棟までに係る入居申込み、入居者決定その他市営住宅を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成27年2月9日規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の南相馬市営住宅条例施行規則の規定による大町西団地及び大町東団地に係る入居申込み、入居者決定その他市営住宅を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成28年3月14日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の南相馬市営住宅条例施行規則の規定による万ヶ田団地、小高東町団地、小高上町団地、西川原第二団地1号棟、西川原第二団地2号棟、西川原第二団地3号棟、西川原第二団地4号棟、大町南団地、栄町団地1号棟、栄町団地2号棟、栄町団地3号棟、萱浜団地に係る入居申込み、入居者決定その他市営住宅を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この規則の施行前においても、改正後の南相馬市営住宅条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に改正前の南相馬市営住宅条例施行規則の規定によりなされた申請、処分その他の行為でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の規則の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

附 則 (平成29年1月31日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月19日規則第6号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日規則第11号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月15日規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日規則第5号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月1日規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月17日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月1日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年11月1日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年7月9日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年11月1日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

住宅の区分	部屋番号	位置	竣工年度	戸数	専用床面積
万ヶ埴団地	1―1	南相馬市小高区岡田字万ヶ埴28番地	平成16年度	6	67.0m ²
	1―2				
	2―1				
	2―2				
	3―1				
	3―2				
	4―1	南相馬市小高区岡田字万ヶ埴28番地	平成17年度	6	67.0m ²
	4―2				
	5―1				
	5―2				
	6―1				
	6―2				
	7―1	南相馬市小高区岡田字万ヶ埴28番地	平成18年度	6	67.0m ²
	7―2				
	9―1				
	9―2				
	10―1				
	10―2				
	8―1	南相馬市小高区岡田字万ヶ埴28番地	平成19年度	8	67.0m ²
	8―2				
	11―1				
	11―2				
	12―1				
	12―2				

	1 4—1				
	1 4—2				
	1 9—1	南相馬市小高区岡田字万ヶ埴 2 8	平 成 2 0	8	6 7. 0 m ²
	1 9—2	番地	年 度		
	2 0—1				
	2 0—2				
	2 1—1				
	2 1—2				
	2 2—1				
	2 2—2				
	1 5—1	南相馬市小高区岡田字万ヶ埴 2 8	平 成 2 1	1 0	6 7. 0 m ²
	1 5—2	番地	年 度		
	1 6—1				
	1 6—2				
	1 7—1				
	1 7—2				
	1 8—1				
	1 8—2				
	2 8—1				
	2 8—2				
	2 7—1	南相馬市小高区岡田字万ヶ埴 2 8	平 成 2 2	2	6 7. 0 m ²
	2 7—2	番地	年 度		
	3 0—1	南相馬市小高区岡田字万ヶ埴 2 8	平 成 2 7	2	6 7. 0 m ²
	3 0—2	番地	年 度		
飯崎団地	1 ～ 6	南相馬市小高区飯崎字北原 6 0 番地	昭 和 6 1	6	6 4. 2 m ²
	7 ～ 1 0	南相馬市小高区飯崎字北原 6 0 番地	昭 和 6 2	4	6 4. 2 m ²
紅梅団地	1 ～ 1 0	南相馬市小高区西町二丁目 7 6 番地	昭 和 6 3	1 0	6 3. 4 m ²
	F 1 — 1 ・ F 1 — 2 ・ F 2 — 1	南相馬市小高区西町二丁目 1 2 5 番地	平 成 7 年	6	7 9. 4 m ²
	F 2 — 2 ・ F 3 — 1 ・ F 3 — 2		度		
	F 4 — 1 ・ F 4 — 2 ・ E 1	南相馬市小高区西町二丁目 1 2 5 番地	平 成 8 年	6	7 9. 4 m ²
			度		

	— 1 E 1 — 2 ・ E 2 — 1 ・ E 2 — 2			
	C 1 — 1 ・ C 1 — 2 ・ C 2 — 1 C 2 — 2 ・ C 3 — 1 ・ C 3 — 2	南相馬市小高区西町二丁目 1 2 5 番地	平 成 9 年 度	6 7 8 . 7 m ²
	D 1 — 1 ・ D 1 — 2 D 2 — 1 ・ D 2 — 2	南相馬市小高区西町二丁目 1 2 5 番地	平 成 1 0 年度	4 7 9 . 4 m ²
	D 3 — 1 ・ D 3 — 2	南相馬市小高区西町二丁目 1 2 5 番地	平 成 1 0 年度	2 5 6 . 8 m ²
	C 4 — 1 ・ C 4 — 2 ・ D 4 — 1 D 4 — 2 ・ D 5 — 1 ・ D 5 — 2	南相馬市小高区西町二丁目 1 2 5 番地	平 成 1 1 年度	6 7 9 . 4 m ²
	B 1 — 1 ・ B 1 — 2	南相馬市小高区西町二丁目 1 2 5 番地	平 成 1 2 年度	2 7 9 . 4 m ²
	A 1 — 1 ・ A 1 — 2 A 2 — 1 ・ A 2 — 2	南相馬市小高区西町二丁目 1 3 1 番地の 1	平 成 1 2 年度	4 7 9 . 4 m ²
	B 4 — 2 ・ B 5 — 1	南相馬市小高区西町二丁目 1 2 5 番地	平 成 1 3 年度	2 7 9 . 4 m ²
	B 4 — 1 ・ B 5 — 2	南相馬市小高区西町二丁目 1 2 5 番地	平 成 1 3 年度	2 8 1 . 1 m ²
	B 2 — 1 ・ B 2 — 2 B 3 — 1 ・ B 3 — 2	南相馬市小高区西町二丁目 1 2 5 番地	平 成 1 4 年度	4 8 1 . 1 m ²
長迫団地		南相馬市小高区吉名字長迫 9 7 番 地の 1	平 成 2 年 度	5 6 3 . 4 m ²

小高東町団地	2	南相馬市小高区東町二丁目29番地 の15	平成27年度	1	54.6m ²
	3	南相馬市小高区東町二丁目29番地 の16	平成27年度	1	54.6m ²
	4	南相馬市小高区東町二丁目29番地 の19	平成27年度	1	77.8m ²
	7	南相馬市小高区東町二丁目29番地 の7	平成27年度	1	54.6m ²
	8	南相馬市小高区東町二丁目29番地 の6	平成27年度	1	54.6m ²
	9	南相馬市小高区東町二丁目29番地 の5	平成27年度	1	54.6m ²
	10	南相馬市小高区東町二丁目59番地 の1	平成27年度	1	54.6m ²
	12	南相馬市小高区東町二丁目59番地 の7	平成27年度	1	77.8m ²
	13	南相馬市小高区東町二丁目59番地 の8	平成27年度	1	77.8m ²
	14	南相馬市小高区東町二丁目59番地 の3	平成27年度	1	54.6m ²
	15	南相馬市小高区東町二丁目59番地 の5	平成27年度	1	54.6m ²
	16	南相馬市小高区東町二丁目29番地 の8	平成27年度	1	54.6m ²
	17	南相馬市小高区東町二丁目29番地 の13	平成27年度	1	54.6m ²
	18	南相馬市小高区東町二丁目29番地 の12	平成27年度	1	54.6m ²
	20	南相馬市小高区東町二丁目29番地 の10	平成27年度	1	54.6m ²
小高上町団地	1—1	南相馬市小高区上町一丁目33番地	平成27年度	10	67.0m ²
	1—2				
	2—1				
	2—2				
	5—1				
	5—2				
	6—1				
	6—2				

	7—1				
	7—2				
	3—1	南相馬市小高区上町一丁目 3 3 番	平成 2 7	8	5 5. 0 m
	3—2	地	年度		²
	3—3				
	3—4				
	4—1				
	4—2				
	4—3				
	4—4				
大河内第一団地	6・7・9	南相馬市鹿島区鹿島字大河内 1 番	昭和 2 9	3	3 6. 3 m
		地の 1	年度		²
	1 1	南相馬市鹿島区鹿島字大河内 1 番	昭和 3 0	1	3 6. 5 m
		地の 1	年度		²
北畑団地	2 7 ～ 3	南相馬市鹿島区鹿島字北畑 3 5 番	昭和 3 0	6	2 9. 7 m
	0・3 2・3	地	年度		²
	5				
	3 6・3 9・	南相馬市鹿島区鹿島字北畑 3 5 番	昭和 3 2	4	2 9. 7 m
	4 0・4 3	地	年度		²
八郎内団地	5 6 ～ 5	南相馬市鹿島区横手字八郎内 8 0	昭和 3 5	7	3 4. 7 m
	9・6 1・6	番地	年度		²
	2・6 4				
大谷地団地	7 7・7 8	南相馬市鹿島区寺内字大谷地 5 2	昭和 3 6	2	3 4. 7 m
		番地	年度		²
	8 6・8 7・	南相馬市鹿島区寺内字大谷地 5 2	昭和 3 6	4	2 9. 7 m
	9 2・9 3	番地	年度		²
	9 6・9 7・	南相馬市鹿島区寺内字大谷地 5 2	昭和 4 0	5	3 1. 4 m
	1 0 0・1 0	番地	年度		²
	2・1 0 4				
	1 0 6 ～ 1	南相馬市鹿島区寺内字大谷地 5 2	昭和 4 1	1 4	3 1. 3 m
	0 9・1 1 2	番地	年度		²
	～ 1 1 9・1				
	2 4 ～ 1 2				
	5				
	1 2 6 ～ 1	南相馬市鹿島区寺内字大谷地 5 2	昭和 4 2	8	3 1. 5 m
	3 3	番地	年度		²
榎内団地		南相馬市鹿島区横手字榎内 1 1 番	昭和 4 3	1 0	3 1. 5 m
		地	年度		²

大河内第二団地	1 4 7・1 4 8・1 5 1～ 1 5 6	南相馬市鹿島区鹿島字大河内 6 3 番地	昭 和 4 4 年 度	8	3 6. 5 m ²
	1 5 7～1 6 6	南相馬市鹿島区鹿島字大河内 6 3 番地	昭 和 4 5 年 度	1 0	3 6. 5 m ²
	1 6 7・1 6 8	南相馬市鹿島区鹿島字大河内 6 3 番地	昭 和 4 6 年 度	2	3 6. 5 m ²
西沢田団地	1 6 9～1 7 6	南相馬市鹿島区西町一丁目 4 2 番 地	昭 和 4 6 年 度	8	3 6. 5 m ²
	1 7 7～1 8 4	南相馬市鹿島区西町一丁目 4 2 番 地	昭 和 4 7 年 度	8	4 2. 7 m ²
	1 8 5～1 9 2	南相馬市鹿島区西町一丁目 4 2 番 地	昭 和 4 8 年 度	8	4 9. 6 m ²
広町第二団地	1 9 3～2 0 0	南相馬市鹿島区鹿島字広町 6 5 番 地	昭 和 5 1 年 度	8	5 9. 3 m ²
	2 0 1～2 0 8	南相馬市鹿島区鹿島字広町 6 5 番 地	昭 和 5 2 年 度	8	6 1. 3 m ²
狐畑団地	2 0 9～2 1 3	南相馬市鹿島区寺内字狐畑 1 4 番 地の 1	昭 和 6 3 年 度	5	6 6. 1 m ²
	2 1 4・2 1 5	南相馬市鹿島区寺内字狐畑 1 4 番 地の 1	平 成 元 年 度	2	6 6. 1 m ²
	2 1 6～2 1 8	南相馬市鹿島区寺内字狐畑 1 4 番 地の 1	平 成 2 年 度	3	6 6. 1 m ²
前田団地	1―1 1―2 2―1 2―2 3―1 3―2	南相馬市鹿島区寺内字前田 9 6 番 地	平 成 2 1 年 度	6	6 9. 7 m ²
	4―1 4―2 5―1 5―2 6―1 6―2	南相馬市鹿島区寺内字前田 9 6 番 地	平 成 2 2 年 度	6	6 9. 7 m ²
西川原団地	1	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 7	平 成 2 5 年 度	1	7 7. 8 m ²
	2	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6	平 成 2 5	1	5 4. 6 m ²

	番地の 8	年度		2
3	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 1 0	平成 2 5 年度	1	5 4 . 6 m ²
4	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 1 1	平成 2 5 年度	1	5 4 . 6 m ²
5	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 1 2	平成 2 5 年度	1	5 4 . 6 m ²
6	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 1 3	平成 2 5 年度	1	5 4 . 6 m ²
7	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 1 4	平成 2 5 年度	1	5 4 . 6 m ²
8	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 1 5	平成 2 5 年度	1	5 4 . 6 m ²
9	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 1 6	平成 2 5 年度	1	5 4 . 6 m ²
1 1	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 1 8	平成 2 5 年度	1	5 4 . 6 m ²
1 3	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 2 0	平成 2 5 年度	1	5 4 . 6 m ²
1 4	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 2 1	平成 2 5 年度	1	5 4 . 6 m ²
1 5	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 2 2	平成 2 5 年度	1	5 4 . 6 m ²
1 6	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 2 3	平成 2 5 年度	1	5 4 . 6 m ²
1 7	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 2 4	平成 2 5 年度	1	5 4 . 6 m ²
1 8	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 2 5	平成 2 5 年度	1	5 4 . 6 m ²
1 9	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 2 6	平成 2 5 年度	1	5 4 . 6 m ²
2 0	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 2 7	平成 2 5 年度	1	5 4 . 6 m ²
2 1	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 2 8	平成 2 5 年度	1	7 7 . 8 m ²
2 3	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 3 0	平成 2 5 年度	1	7 7 . 8 m ²
2 4	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6	平成 2 5	1	7 7 . 8 m

		番地の 3 1	年度		2
	2 5	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 3 2	平成 2 5 年度	1	7 7. 8 m ²
	2 6	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 3 3	平成 2 5 年度	1	7 7. 8 m ²
	2 7	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 3 4	平成 2 5 年度	1	7 7. 8 m ²
	2 8	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 7 6 番地の 3 5	平成 2 5 年度	1	7 7. 8 m ²
西町団地 1 号棟	1 0 1 ~ 1 0 4	南相馬市鹿島区西町一丁目 9 番地 の 2	平成 2 6 年度	4	5 0. 6 m ²
	2 0 1 ~ 2 0 4	南相馬市鹿島区西町一丁目 9 番地 の 2	平成 2 6 年度	4	7 9. 6 m ²
西町団地 2 号棟	1 0 1 ~ 1 0 3	南相馬市鹿島区西町一丁目 9 番地 の 2	平成 2 6 年度	3	5 0. 6 m ²
	2 0 1 ~ 2 0 3	南相馬市鹿島区西町一丁目 9 番地 の 2	平成 2 6 年度	3	7 9. 6 m ²
西町団地 3 号棟	1 0 1 ~ 1 0 4	南相馬市鹿島区西町一丁目 9 番地 の 2	平成 2 6 年度	4	5 0. 6 m ²
	2 0 1 ~ 2 0 4	南相馬市鹿島区西町一丁目 9 番地 の 2	平成 2 6 年度	4	7 9. 6 m ²
西町団地 4 号棟	1 0 1・1 0 2	南相馬市鹿島区西町一丁目 9 番地 の 2	平成 2 6 年度	2	5 0. 6 m ²
	2 0 1・2 0 2	南相馬市鹿島区西町一丁目 9 番地 の 2	平成 2 6 年度	2	7 9. 6 m ²
西町団地 5 号棟	1 0 1・1 0 2	南相馬市鹿島区西町一丁目 9 番地 の 2	平成 2 6 年度	2	5 0. 6 m ²
	2 0 1・2 0 2	南相馬市鹿島区西町一丁目 9 番地 の 2	平成 2 6 年度	2	7 9. 6 m ²
西川原第二団地 1 号棟	1 0 1 1 0 4 2 0 1 2 0 4	南相馬市鹿島区寺内字中才 3 6 番 地の 1	平成 2 7 年度	4	5 5. 7 m ²
	1 0 2 1 0 3 2 0 2 2 0 3	南相馬市鹿島区寺内字中才 3 6 番 地の 1	平成 2 7 年度	4	6 6. 7 m ²
西川原第二団地 2	1 0 1	南相馬市鹿島区寺内字中才 3 6 番	平成 2 7	4	5 5. 7 m ²

号棟	1 0 4	地の 1	年度		2
	2 0 1				
	2 0 4				
	1 0 2	南相馬市鹿島区寺内字中才 3 6 番	平成 2 7	4	6 6 . 7 m ²
	1 0 3	地の 1	年度		
	2 0 2				
	2 0 3				
西川原第二団地 3 号棟	1 0 1	南相馬市鹿島区寺内字中才 3 6 番	平成 2 7	6	5 5 . 7 m ²
	1 0 2	地の 1	年度		
	1 0 3				
	1 0 4				
	2 0 1				
	2 0 4				
	2 0 2	南相馬市鹿島区寺内字中才 3 6 番	平成 2 7	2	6 6 . 7 m ²
	2 0 3	地の 1	年度		
西川原第二団地 4 号棟	1 0 1	南相馬市鹿島区寺内字中才 3 6 番	平成 2 7	6	5 5 . 7 m ²
	1 0 2	地の 1	年度		
	1 0 3				
	1 0 4				
	2 0 1				
	2 0 4				
	2 0 2	南相馬市鹿島区寺内字中才 3 6 番	平成 2 7	2	6 6 . 7 m ²
	2 0 3	地の 1	年度		
北町団地	1 ～ 2 0	南相馬市原町区北町 1 4 4 番地	昭和 3 8	2 0	3 2 . 1 m ²
			年度		
	2 1 ～ 4 0	南相馬市原町区北町 1 4 4 番地	昭和 3 9	2 0	3 2 . 1 m ²
			年度		
	4 1 ～ 4 5	南相馬市原町区北町 1 4 4 番地	昭和 3 9	5	3 6 . 4 m ²
			年度		
日の出町団地	1 ～ 1 0	南相馬市原町区日の出町 4 5 番地の 5 3	昭和 4 5	1 0	4 2 . 7 m ²
			年度		
	1 1 ～ 1 6	南相馬市原町区日の出町 4 5 番地の 5 3	昭和 4 5	6	3 9 . 3 m ²
			年度		
	1 7 ～ 2 6	南相馬市原町区日の出町 4 5 番地の 5 3	昭和 4 6	1 0	4 2 . 7 m ²
			年度		
	2 7 ～ 5 6	南相馬市原町区日の出町 4 5 番地の 3	昭和 4 7	3 0	4 2 . 7 m ²
			年度		
仲町団地 1 号棟		南相馬市原町区仲町三丁目 1 番地	昭和 4 9	4 0	4 7 . 5 m ²

			年度		2
仲町団地 2 号棟		南相馬市原町区仲町三丁目 2 番地	昭 和 4 9 年度	4 0	4 2. 2 m ²
仲町団地 3 号棟		南相馬市原町区仲町三丁目 3 番地	昭 和 5 0 年度	4 0	5 0. 6 m ²
仲町団地 4 号棟		南相馬市原町区仲町三丁目 4 番地	昭 和 5 0 年度	3 0	5 0. 6 m ²
仲町団地 5 号棟		南相馬市原町区仲町三丁目 5 番地	昭 和 5 1 年度	3 0	5 6. 3 m ²
仲町団地 6 号棟		南相馬市原町区仲町三丁目 6 番地	昭 和 5 0 年度	3 0	5 2. 9 m ²
仲町団地 7 号棟		南相馬市原町区仲町三丁目 7 番地	昭 和 5 0 年度	3 0	5 2. 9 m ²
仲町団地 8 号棟		南相馬市原町区仲町三丁目 8 番地	昭 和 5 3 年度	2 0	5 6. 4 m ²
仲町団地 9 号棟		南相馬市原町区仲町三丁目 9 番地	昭 和 5 2 年度	2 0	5 6. 3 m ²
東町団地		南相馬市原町区東町二丁目 3 1 番地	昭 和 5 1 年度	1 2	5 0. 6 m ²
二見町団地 1 号棟		南相馬市原町区二見町一丁目 9 1 番地	昭 和 5 5 年度	1 2	5 9. 9 m ²
二見町団地 2 号棟		南相馬市原町区二見町一丁目 9 1 番地	昭 和 5 5 年度	1 6	5 9. 9 m ²
桜井町団地 1 号棟		南相馬市原町区桜井町二丁目 3 3 番地	昭 和 5 6 年度	1 8	5 9. 9 m ²
桜井町団地 2 号棟		南相馬市原町区桜井町二丁目 3 3 番地	昭 和 5 5 年度	2 4	5 6. 3 m ²
国見町団地 1 号棟		南相馬市原町区国見町三丁目 5 番地の 1 4 2	昭 和 5 7 年度	3 2	6 0. 4 m ²
国見町団地 2 号棟		南相馬市原町区国見町三丁目 5 番地の 1 4 1	昭 和 5 9 年度	3 2	6 0. 4 m ²
国見町団地 3 号棟		南相馬市原町区国見町三丁目 5 番地の 2 4 3	昭 和 5 8 年度	1 8	6 0. 4 m ²
国見町団地 4 号棟		南相馬市原町区国見町三丁目 5 番地の 2 1	昭 和 6 1 年度	1 2	6 3. 7 m ²
国見町団地 5 号棟		南相馬市原町区国見町三丁目 5 番地の 2 1	昭 和 6 1 年度	1 2	6 3. 7 m ²
三島町団地 1 号棟		南相馬市原町区三島町三丁目 5 3	昭 和 6 3	6	6 1. 1 m ²

		番地の 2	年度		2
三島町団地 2 号棟		南相馬市原町区三島町三丁目 5 3 番地の 3	平成 元 年 度	1 2	6 1. 1 m ²
三島町団地 3 号棟		南相馬市原町区三島町三丁目 5 3 番地の 5	平成 元 年 度	1 2	6 1. 1 m ²
北長野団地 1 号棟	1 0 1 ~ 1 0 8	南相馬市原町区北長野字南原田 2 2 7 番地	平成 6 年 度	8	5 6. 8 m ²
	2 0 1 ~ 3 0 8	南相馬市原町区北長野字南原田 2 2 7 番地	平成 6 年 度	1 6	7 0. 3 m ²
北長野団地 2 号棟	1 0 1 ~ 1 0 6	南相馬市原町区北長野字南原田 2 2 7 番地	平成 6 年 度	6	5 6. 8 m ²
	2 0 1 ~ 3 0 6	南相馬市原町区北長野字南原田 2 2 7 番地	平成 6 年 度	1 2	7 0. 3 m ²
北長野団地 3 号棟	1 0 2・1 0 3・1 0 6	南相馬市原町区北長野字南原田 2 2 7 番地	平成 7 年 度	3	5 9. 0 m ²
	1 0 1・1 0 4・1 0 5	南相馬市原町区北長野字南原田 2 2 7 番地	平成 7 年 度	3	6 0. 1 m ²
	2 0 2・2 0 3・2 0 6 3 0 2・3 0 3・3 0 6	南相馬市原町区北長野字南原田 2 2 7 番地	平成 7 年 度	6	6 9. 1 m ²
	2 0 1・2 0 4・2 0 5 3 0 1・3 0 4・3 0 5	南相馬市原町区北長野字南原田 2 2 7 番地	平成 7 年 度	6	7 0. 9 m ²
北長野団地 4 号棟	1 0 3	南相馬市原町区北長野字南原田 2 2 7 番地	平成 8 年 度	1	5 9. 0 m ²
	1 0 2・1 0 4・1 0 5	南相馬市原町区北長野字南原田 2 2 7 番地	平成 8 年 度	3	6 0. 1 m ²
	2 0 3・3 0 3	南相馬市原町区北長野字南原田 2 2 7 番地	平成 8 年 度	2	6 9. 1 m ²
	1 0 1・1 0 6	南相馬市原町区北長野字南原田 2 2 7 番地	平成 8 年 度	2	6 9. 9 m ²
	2 0 2・2 0 4・2 0 5 3 0 2・3 0 4・3 0 5	南相馬市原町区北長野字南原田 2 2 7 番地	平成 8 年 度	6	7 0. 9 m ²
	2 0 1・2 0	南相馬市原町区北長野字南原田 2	平成 8 年	4	8 0. 0 m ²

	6・301 306	27番地	度		2
北長野団地5号棟	102・103	南相馬市原町区北長野字南原田27番地	平成9年度	2	59.0m ²
	101・104	南相馬市原町区北長野字南原田27番地	平成9年度	2	60.1m ²
	202・203・302 303	南相馬市原町区北長野字南原田27番地	平成9年度	4	69.1m ²
	201・204・301 304	南相馬市原町区北長野字南原田27番地	平成9年度	4	70.9m ²
大町西団地	101～108・201・205・208・301・305・308・401・405・408・501・505・508	南相馬市原町区大町二丁目27番地	平成26年度	20	55.7m ²
	202～204・206・207・302～304・306・307・402～404・406・407・502～504・506・507	南相馬市原町区大町二丁目27番地	平成26年度	20	66.7m ²
大町東団地	101～112・201・206・207・21	南相馬市原町区大町二丁目108番地	平成26年度	28	55.7m ²

	2・301・ 306・30 7・312・ 401・40 6・407・ 412・50 1・506・ 507・51 2			
	202～2 05・208 ～211・3 02～30 5・308～ 311・40 2～40 5・408～ 411・50 2～50 5・508～ 511	南相馬市原町区大町二丁目108 番地	平成26 年度	32 66.7m ²
	1～20	南相馬市原町区大町三丁目5番地 の2	平成26 年度	20 55.0m ²
大町南団地	101 102 103 104 105 106 107 201 204 205 301 304 305 401 404	南相馬市原町区大町二丁目99番 地の3	平成27 年度	17 55.7m ²

	5 0 1				
	5 0 4				
	2 0 2	南相馬市原町区大町二丁目 9 9 番	平成 2 7	1 2	6 6 . 7 m
	2 0 3	地の 3	年度		²
	2 0 6				
	2 0 7				
	3 0 2				
	3 0 3				
	3 0 6				
	3 0 7				
	4 0 2				
	4 0 3				
	5 0 2				
	5 0 3				
栄町団地 1 号棟	1 0 1	南相馬市原町区栄町三丁目 7 8 番	平成 2 7	8	6 0 . 8 m
	1 0 2	地の 3	年度		²
	1 0 3				
	1 0 4				
	2 0 1				
	2 0 4				
	3 0 1				
	3 0 4				
	2 0 2	南相馬市原町区栄町三丁目 7 8 番	平成 2 7	4	7 2 . 0 m
	2 0 3	地の 3	年度		²
	3 0 2				
	3 0 3				
栄町団地 2 号棟	1 0 1	南相馬市原町区栄町三丁目 7 8 番	平成 2 7	8	6 0 . 8 m
	1 0 2	地の 3	年度		²
	1 0 3				
	1 0 4				
	2 0 1				
	2 0 4				
	3 0 1				
	3 0 4				
	2 0 2	南相馬市原町区栄町三丁目 7 8 番	平成 2 7	4	7 2 . 0 m
	2 0 3	地の 3	年度		²
	3 0 2				
	3 0 3				

栄町団地3号棟	101	南相馬市原町区栄町三丁目78番地 地の3	平成27年度	5	60.8m ²
	102				
	103				
	201				
	301				
	202	南相馬市原町区栄町三丁目78番地 地の3	平成27年度	4	72.0m ²
	203				
	302				
	303				
萱浜団地	1	南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地 地の189	平成27年度	1	57.9m ²
	2	南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地 地の190	平成27年度	1	83.7m ²
	3	南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地 地の191	平成27年度	1	83.7m ²
	4	南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地 地の192	平成27年度	1	57.9m ²
	5	南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地 地の193	平成27年度	1	57.9m ²
	6	南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地 地の194	平成27年度	1	57.9m ²
	7	南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地 地の195	平成27年度	1	57.9m ²
	8	南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地 地の196	平成27年度	1	57.9m ²
	10	南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地 地の198	平成27年度	1	57.9m ²
	11	南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地 地の199	平成27年度	1	57.9m ²
	12	南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地 地の200	平成27年度	1	57.9m ²
	15	南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地 地の203	平成27年度	1	83.7m ²
	17	南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地 地の205	平成27年度	1	83.7m ²
	18	南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地 地の206	平成27年度	1	83.7m ²
	19	南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地	平成27年度	1	83.7m ²

	番地の 2 0 7	年度		2
2 0	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 0 8	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
2 1	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 0 9	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
2 2	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 1 0	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
2 3	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 1 1	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
2 4	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 1 2	平成 2 7 年度	1	8 3. 7 m ²
2 5	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 1 3	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
2 6	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 1 4	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
2 7	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 1 5	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
2 8	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 1 6	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
2 9	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 1 7	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
3 0	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 1 8	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
3 1	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 1 9	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
3 2	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 2 0	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
3 3	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 2 1	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
3 4	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 2 2	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
3 5	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 2 3	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
3 6	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 2 4	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
3 7	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 2 2 5	平成 2 7 年度	1	5 7. 9 m ²
3 8	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5	平成 2 7	1	5 7. 9 m ²

	番地の 2 2 6	年度	2
--	-----------	----	---

様式第1号(第3条関係)

市営住宅入居申込書

注意 ※欄は記入しないでください。

申 込 人	住 所	電話番号	申 込 住 宅	団地 号棟 号室
	ふりがな 氏 名			
	勤 務 先	住 所 会社名 電話番号		
	前回までの申込回数	市営 回 県営 回		

1 現在入居している住宅の状況について

住 宅 の 種 類	1 普通住宅(自宅)	6 寮	家賃月額	円		
	2 普通住宅(借家)	7 間借り	部 屋 数 間 取 り	畳	室	台所 畳
	3 公団住宅	8 その他		畳	室	合 計
	4 アパート	()		畳	室	畳
	5 社 宅					

2 現在の家族構成について

家族構成	氏 名	続柄	生年月日	勤 務 先	年収総額	摘要
		本人	年 月 日			
	実際に入居する人は、摘要欄に○印をつけて下さい。		年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
現在別居しているが実際に入居する人			年 月 日			
		年 月 日				
		年 月 日				

3 遠隔地扶養親族(入居は希望しないが申込人が扶養している)

氏 名	続柄	生年月日	住 所	備 考
		年 月 日		
		年 月 日		

4 暴力団員の有無

暴力団員の有無(該当する番号を○で囲んでください。	1 いる	2 いない
---------------------------	------	-------

同 意 書	
年 月 日	
南相馬市長	
申込人氏名	
私及び同居しようとする者が、暴力団員でないことを福島県警察本部に照会することに同意します。	

この申込書に記載した事項は、すべて事実と相違ないことを誓約いたします。なお、申込資格に該当しないとき、又は記載事項に偽りのあるときは、申込を無効とされても異議ありません。

年 月 日

南 相 馬 市 長

住 所
申込人 氏 名

住宅困窮理由申告欄(該当欄の番号を○で囲んでください)

(1) 現住宅が住居として不適當である方

1	極度の老朽で倒壊のおそれがあり保安上注意されている	
2	保安上注意されていないが、極度に老朽している	
3	著しく不衛生な住居である	
4	その他特別の事情のある建物又は場所に居住している	

(2) 住宅がないため家族と別居している方

1	夫婦が別居している	
2	扶養しなければならない親又は子と別居している	
3	扶養しなければならない兄弟姉妹と別居している	
4	扶養しなければならない上記以外の親族と別居している	

(3) 住宅がないため他の世帯と同居している方

1	親族以外の世帯と同居して著しく生活の不便をうけている	
2	親族の世帯と同居しており住宅が狭い(人)	

(4) 住宅が狭いと感じている方

1	居住している部屋の広さが1人当たり1畳以下	
2	居住している部屋の広さが1人当たり2畳以下	
3	居住している部屋の広さが1人当たり3畳以下	
4	部屋が1室だけである(間借りを含む)	

(5) 立退き要求をされている方(入居者の悪意によるものを除く)

1	裁判上の判決によって立退きが決定し明渡し期限が経過している	
2	同上期限が半年以内にせまっている	
3	立退き要求を要求されてから紛争におちいつている	
4	通例一般的な立退きを要求されている	

(6) 遠距離通勤の方

1	通勤に要する時間が片道2.5時間以上	
2	通勤に要する時間が片道2時間以上	
3	通勤に要する時間が片道1.5時間以上	
4	通勤に要する時間が片道1時間以上	
5	通勤に要する時間が片道(分)	

(7) 収入に比して家賃が過大の方

1	毎月の家賃が月収の30%以上である	
2	毎月の家賃が月収の25%以上である	
3	毎月の家賃が月収の20%以上である	
4	毎月の家賃が月収の(%)	

(8) その他特殊事情

1	公共事業、公共の福祉のため立退きを必要としているが移転先がない	
2	1室を必要とする長期療養者がいる	
3	婚約が成立しているが住宅がないために結婚できない	
4	火災その他の災害により住宅がない	
5	その他()	

※ 市営住宅入居申込み添付書類

- 1 所得証明書
- 2 納税証明書(市県民税・国民健康保険税・固定資産税など)
- 3 住民票謄本又は外国人登録済証明書
- 4 立退き要求の場合はその証明書
- 5 その他(婚約証明書など)

総所得額	控除額	控除後の所得額	所得月額	判定

様式第2号(第4条、第6条関係)

市営住宅入居決定通知書

年 月 日

住 所
氏 名 様

南相馬市長

年 月 日付けで申込みのあった市営住宅の入居については、次のとおり入居を決定します。

入 居 決 定 住 宅	所在地	南相馬市		
	住宅名	団地	部屋番号	号棟 号室
	家賃額	月額 円	敷金 額	円
入居手続の期限		年 月 日		

備考

- 1 入居の手続は、決定の日から10日以内(上記の入居手続の期限まで)に請書(様式第5号)を提出すること。
- 2 上記の期限までに入居の手続をしないときは、決定を取り消します。

(事務担当 :)

様式第3号(第4条関係)

借上市営住宅入居決定通知書

年 月 日

住 所

氏 名 様

南相馬市長

年 月 日付けで申込みのあった借上市営住宅の入居については、次のとおり条件を付して入居を決定します。

なお、当該市営住宅は借上げ住宅であるため、借上げの期間の満了時には明け渡していただくこととなります。

入居決定 借上住宅	所在地	南相馬市		
	住宅名	団地	部屋番号	号棟 号室
	家賃額	月額 円	敷金 額	円
入居手続の期限		年 月 日		

備考

- 1 入居の手続は、決定の日から10日以内(上記の入居手続の期限まで)に請書(様式第5号)を提出すること。
- 2 上記の期限までに入居の手続をしないときは、決定を取り消します。

(事務担当 :)

様式第4号(第6条関係)

市営住宅優先入居申込書

注意 ※欄は記入しないでください。

申 込 人	住 所	電話番号	申 込 住 宅	団地 号棟 号室
	ふりがな 氏 名			
	勤 務 先	住 所 会社名 電話番号		
	前回までの申込回数	市営 回 県営 回		

1 現在入居している住宅の状況について

住 宅 の 種 類	1 普通住宅(自宅)	6 寮	家賃月額	円		
	2 普通住宅(借家)	7 間借り	部 屋 数 間 取 り	畳	室	台所 畳
	3 公団住宅	8 その他		畳	室	合 計
	4 アパート	()		畳	室	畳
	5 社 宅					

2 現在の家族構成について

家族構成	氏 名	続柄	生年月日	勤 務 先	年収総額	摘要
		本人	年 月 日			
	実際に入居する人は、摘要欄に○印をつけて下さい。		年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
現在別居しているが実際に入居する人			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

3 遠隔地扶養親族(入居は希望しないが申込人が扶養している)

氏 名	続柄	生年月日	住 所	備 考
		年 月 日		
		年 月 日		

4 暴力団員の有無

暴力団員の有無(該当する番号を○で囲んでください。	1 いる	2 いない
---------------------------	------	-------

同 意 書	
年 月 日	
南相馬市長	
申込人氏名	
私及び同居しようとする者が、暴力団員でないことを福島県警察本部に照会することに同意します。	

この申込書に記載した事項は、すべて事実と相違ないことを誓約いたします。なお、申込資格に該当しないとき、又は記載事項に偽りのあるときは、申込を無効とされても異議ありません。

年 月 日

南 相 馬 市 長

住 所
申込人 氏 名

優先入居申込み理由(該当欄の番号を○で囲んでください。)

- 1 災害による住宅の滅失
- 2 不良住宅の撤去
- 3 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- 4 公営住宅建替事業による公営住宅の撤去
- 5 都市計画事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業又は市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- 6 土地収用法の認定を受けている事業又は特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- 7 既存入居者で同居者の人数に増減があったために住宅を住み替わる
- 8 既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって、日常生活に身体制限を受ける者となったために住宅を住み替わる
- 9 20歳未満の子を扶養している寡婦
- 10 海外からの引揚者で引き揚げた日から起算して5年を経過していない世帯
- 11 満60歳以上の老人とその配偶者又は親族である18歳未満の児童等で構成している世帯
- 12 入居者又は同居しようとする親族が身体障害者である世帯

※ 市営住宅入居申込み添付書類

- 1 所得証明書
- 2 納税証明書(市県民税・国民健康保険税・固定資産税など)
- 3 住民票謄本
- 4 その他

※ 所得審査

総所得額	控除額	控除後の所得額	所得月額	判定

様式第5号(第8条関係)

請 書

年 月 日

南相馬市長

次の住宅の入居を許可されましたので、当該住宅を使用することについては、公営住宅法、南相馬市営住宅条例及びこれらに基づく規則等の定めるところに従い、誓約条項を厳守いたします。

なお、連帯保証人は、入居者と連帯して家賃及びその他の債務について履行の責めに任じます。

入居決定住宅	所在地	南相馬市				
	住宅名	団地	部屋番号	号棟	号室	
入居者	家賃額	月額	円	敷金額	円	
	本籍					
	現住所					
	ふりがな氏名		生年月日	年	月	日
連帯保証人	電話番号					
	勤務先	会社名	電話番号			
	所在地					
	本籍					
連帯保証人	現住所					
	ふりがな氏名		生年月日	年	月	日
	電話番号					
	勤務先	会社名	電話番号	入居者との関係		
所在地						

入居者をたす許可家族	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先
		本人	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

※ 添付種類

- 1 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 2 連帯保証人の所得を証する書類(所得証明書)
- 3 連帯保証人の税の完納証明書(市県民税など)
- 4 市営住宅緊急連絡先届

誓 約 条 項

- 1 家賃を滞納しないこと。
- 2 入居を許可された家族以外は、入居させないこと。入居の際に同居した家族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得ること。
- 3 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡しないこと。
- 4 住宅以外の用途に使用する場合は、市長の承認を得ること。
- 5 住宅を模様替え又は増改築しようとする場合は、市長の承認を得ること。また、退去する場合は、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うこと。
- 6 住宅及び共同施設等の使用について必要な注意を払い、正常な状態において維持すること。入居者の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。
- 7 周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 8 次に掲げる費用を負担すること。
 - (1) 住宅及び共同施設の畳の表替え、襖・障子の張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附属施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
 - (2) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
 - (3) 汚物及びごみの処理に要する費用
 - (4) 共同施設又は污水处理施設の使用又は維持に要する費用
- 9 引き続き15日以上住宅を使用しない場合は、市長に届出すること。
- 10 毎年、市長の指定する期日までに前年分の収入を市長に申告すること。
- 11 南相馬市営住宅条例第28条第1項に規定する収入基準を超える場合は、住宅を明け渡すように努めること。また、同条第2項に規定する高額所得者となった場合は、住宅を明け渡すこと。
- 12 入居者が同居の親族を残して死亡し、又は退去した場合において、その同居者が引き続き住宅に居住しようとするときは、市長の承認を得ること。
- 13 住宅を退去しようとするときは、5日前までに市営住宅退去届を提出し、検査を受けて畳の表替え、襖・障子の張替え、破損ガラスの取替え、壁の張替え等指示された修繕を行うこと。
- 14 連帯保証人が死亡した場合、保証人として資格がなくなったとき、又連帯保証人の届出から5年を経過するときは請書を改めて提出すること。
- 15 家賃債務保証業者との保証契約を解除した場合は、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。
- 16 公営住宅法、南相馬市営住宅条例及びこれらに基づく規則等に違反したときは、住宅を明け渡すこと。

様式第5号の2(第8条関係)

市営住宅緊急連絡先届

年 月 日

南相馬市長

住宅名 団地 号棟 号室
氏 名

次のとおり、緊急時の連絡先についてお届けいたします。

緊急連絡先1

氏 名	
住 所	
入居者との 関 係	
電 話 番 号	

緊急連絡先2

氏 名	
住 所	
入居者との 関 係	
電 話 番 号	

様式第6号(第9条関係)

市 営 住 宅 入 居 許 可 書

年 月 日

住 所
氏 名 様

南相馬市長

年 月 日付けで申込みのあった市営住宅の入居については、次のとおり条件を付して入居を許可します。

入 居 許 可 住 宅	所在地	南相馬市			
	住宅名	団地	部屋番号	号棟	号室
	家賃額	月額	円	敷金額	円
入 居 可 能 日		年 月 日			

許可条件

- 1 公営住宅法、南相馬市営住宅条例及びこれらに基づく規則等に定める事項を厳守すること。
- 2 入居するときは、市営住宅入居申込書に記載された家族以外の者は入居させないこと。
入居の際に同居した家族以外の者を同居させようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 上記の入居可能日から15日以内に入居しないときは、入居許可を取り消します。やむを得ない事情によりこの期間内に入居することができないときは、市長の承認を受けること。
- 4 敷金は退去の際に還付するものとし、利子につけない。

(事務担当：)

様式第7号(第10条関係)

市 営 住 宅 入 居 辞 退 届

年 月 日

南相馬市長

住 所
氏 名

このたび市営住宅に入居を許可されましたが、下記の理由により、今回の許可された入居を辞退します。

記

理 由

様式第7号の2(第10条関係)

市営住宅入居辞退承認通知書

年 月 日

様

南相馬市長

年 月 日付けで申請がありました市営住宅の入居の辞退については、次のとおり承認します。

入居辞退住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名	団地	部屋番号	号棟	号室
辞 退 の 理 由					

(事務担当：)

様式第7号の3(第10条の2関係)

市 営 住 宅 入 居 決 定 取 消 通 知 書

年 月 日

様

南相馬市長

年 月 日付けで入居決定しました市営住宅については、次のとおり入居決定を取り消します。

入居決定 取消住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名	団地	部屋番号	号棟	号室
取消しの 理 由					

(事務担当 :)

様式第8号(第11条関係)

市営住宅同居承認申請書

年 月 日

南相馬市長

住宅名 団地 号棟 号室
氏 名

次のとおり同居の承認を受けたいので申請いたします。
なお、この申請書の記載内容が事実と相違あるとき、又は同居しようとする者が暴力団員であることが判明したときは、市営住宅を明け渡すことを誓約いたします。

入居住宅	所在地	南相馬市					
	住宅名	団地		部屋番号	号棟	号室	
同居させようとする者の氏名等	氏 名	続柄	生年月日	勤務先	前年の収入額	現 住 所	
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
同居させようとする理由				同居期間	年 月 日から 年 月 日まで		

- *添付書類
- 1 同居しようとする者の住民票
 - 2 同居しようとする者の所得証明書
 - 3 同居しようとする者の納税証明書

同 意 書	
南相馬市長	年 月 日
申請者氏名	
私が同居させようとする者が、暴力団員でないことを福島県警察本部に照会することに同意します。	

様式第9号(第11条関係)

市営住宅同居承認・不承認通知書

年 月 日

氏 名 様

南相馬市長

年 月 日付けで申請のあった次の市営住宅の同居については、次のとおり条件を付して承認・次の理由により不承認します。

入居住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名	団地	部屋番号	号棟	号室
同居承認者名	氏 名	続柄	生 年 月 日	同 居 承 認 期 間	
			年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
同居不承認理由					

許可条件

- 1 公営住宅法、南相馬市営住宅条例及びこれらに基づく規則等を遵守すること。
- 2 入居者が退去する場合は、同居者も退去すること。

(事務担当：)

様式第10号(第12条関係)

市営住宅承継入居申請書

年 月 日

南相馬市長

次の住宅の借用名義人を変更し、入居を承継したいので申請いたします。

入居承継 住 宅	所 在 地	南相馬市			
	住 宅 名	団地	部 屋 番 号	号棟	号室
前入居者 (これまでの 入居者)	ふ り が な 氏 名				
承 継 入 居 者	本 籍				
	現 住 所				
	ふ り が な 氏 名		生 年 月 日	年	月 日
			電 話 番 号		
	勤 務 先	会社名 電話番号 所在地			
入居承継 理 由 該 当 する 番 号 を ○ で 囲 ん で く だ さ い。	1 前入居者が死亡したため 2 前入居者が結婚により退去したため 3 前入居者が離婚により退去したため 4 その他()			前入居者 との続柄	

	氏 名	続柄	生 年 月 日	年 齢	勤 務 先
入居する 家 族		本人	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

※ 添付書類

- 1 請書一式
- 2 入居者の所得証明書、納税証明書、住民票謄本

様式第11号(第12条関係)

市営住宅承継入居承認・不承認通知書

年 月 日

氏 名 様

南相馬市長

年 月 日付けで申請のあった次の市営住宅の入居の承継については、次のとおり条件を付して承認・次の理由により不承認します。

承継入居	所在地	南相馬市		
	住宅名	団地	部 屋 番 号	号棟 号室
承認住宅	家賃額	月額 円	敷 金 額	円
承継入居 不承認理由				

許可条件

- 1 公営住宅法、南相馬市営住宅条例及びこれらに基づく規則等に定める事項を厳守すること。
- 2 承継入居申請書に記載された家族以外の者は入居させないこと。

入居の際に同居した家族以外の者を同居させようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 敷金は退去の際に還付するものとし、利子はつけない。

(事務担当：)

様式第12号(第14条関係)

市 営 住 宅 入 居 者 収 入 状 況 申 告 書

年 月 日

南相馬市長

南相馬市営住宅条例第14条第1項の規定に基づき、 年1月1日から 年12月31日までの収入金額を次のとおり申告します。

住宅名		団地 号棟 号室		氏 名			電話番号		
所得の種類		氏 名	続柄	生年月日	勤務先	収入金額	給与所得控除	所得金額	
給与所得等	・給与、恩給、年金、送金等の収入を記入 ・同一人で2件以上の収入があったときは合計額を記入			年 月 日					
				年 月 日					
				年 月 日					
				年 月 日					
				年 月 日					
				年 月 日					
		計							
所得の種類		氏 名	続柄	生年月日	勤務先	収入金額	必要経費	所得金額	
自営業等	・収入金額にはその事業に関連する各種の雑収入や自家消費した商品や農作物の代金を含める ・必要経費は収入をあげるために必要な経費に限られます。ただし、生活費や所得税、住民税などは必要経費になりません。			年 月 日					
				年 月 日					
				年 月 日					
				年 月 日					
				年 月 日					
		計							
					総合計				

扶養親族調書(前年無職無収入の人を記入する。)

氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

注 1 扶養親族に障がい者又は特別障がい者がいる場合は、備考欄にその旨を記載してください。
2 別居の扶養親族がいる場合は、備考欄に住所を記載してください。
※ 添付書類
1 所得のある者の所得証明書
2 入居者の住民票謄本(別居の扶養親族の住民票も添付)

様式第13号(第14条関係)

市営住宅入居者収入認定(更正)通知書

年 月 日

氏 名 様

南相馬市長

次のとおり収入額を認定(更正)しましたので通知いたします。

所得の種類	氏名	続柄	収入金額	給与所得控除 又は必要経費	所得金額
計					
所得金額 円 - 控除額 円 ÷ 12 = 月 額 円					
基本家賃月額	収入超過加算額	家賃月額	適用開始年月		
円	円	円	年 月		

(事務担当：)

様式第14号(第14条関係)

市営住宅入居者収入額更正申請書

年 月 日

南相馬市長

住宅名 団地 号棟 号室
氏 名

収入額の認定通知がありましたが、次の理由により収入額を更正くださるよう申請いたします。

入居住宅	所在地	南相馬市					
	住宅名	団地		部屋番号	号棟 号室		
氏 名	続柄	生年月日	勤 務 先	収入金額	給与所得 控除又は 必要経費	所得金額	
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
計							
申請理由							

様式第15号(第15条関係)

市営住宅家賃減免・徴収猶予申請書

年 月 日

南相馬市長

住宅名 団地 号棟 号室
氏 名

次のとおり市営住宅の家賃の減免・徴収猶予を受けたく関係書類を添えて申請いたします。

入 居 住 宅	所在地	南相馬市			
	住宅名	団地	部屋番号	号棟	号室
家賃の額	円				
減 免 徴 収 猶 予 申 請 額	1箇月につき 円 年 月分～ 年 月分 計 円				
申 請 理 由 該 当 す る 番 号 を ○ で 囲 ん で く だ さ い	1 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるため 2 入居者又は同居者が病気にかかったため 3 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたため 4 その他()				

入 居 者 氏 名	続柄	生 年 月 日	年 齢	勤 務 先	月 収 額
	本人	年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

※添付書類

病気の場合は医師の診断書、災害の場合は罹災証明書等、減免等の理由を証する書類

様式第16号(第15条関係)

市営住宅家賃減免・徴収猶予承認通知書

年 月 日

氏 名 様

南相馬市長

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の家賃の減免・徴収猶予については、次のとおり承認します。

入 居 住 宅	所在地	南相馬市			
	住宅名	団地	部屋番号	号棟	号室
家賃の額	月額 円				
減 免 決 定 額	1箇月につき 円 年 月分～ 年 月分				
減免後の額	月額 円 年 月分～ 年 月分				
徴収猶予 決 定 額	年 月分～ 年 月分 計 円				
徴収猶予 決定期間	年 月 日から 年 月 日まで				

(事務担当：)

様式第17号(第17条関係)

市 営 住 宅 長 期 不 在 届

年 月 日

南相馬市長

住宅名 団地 号棟 号室
氏 名

次のとおり市営住宅を一時不在といたしますのでお届けいたします。

入 居 住 宅	所在地	南相馬市		
	住宅名	団地	部屋番号	号棟 号室
不在期間	年 月 日から 年 月 日まで			
不在理由				
入居者及び家族の滞在場所				
不在期間中の市営住宅の保管方法				

様式第18号(第18条関係)

市営住宅用途併用・現状変更申請書

年 月 日

南相馬市長

住宅名 団地 号棟 号室
氏 名

次のとおり市営住宅の用途・現状変更をしたいので申請いたします。

入居住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名	団地	部屋番号	号棟	号室
申請内容 該当する 番号を○ で囲んで ください	1 用途の一部変更 2 模様替え 3 増築 4 工作物設置 5 その他()				
変更内容 変更後の 用途、増 築面積、 工作物の 内容等を 記入して ください					
変更理由					
変更期間	年 月 日から 年 月 日まで				

※設計図(平面図・立面図)等を添付してください。

様式第19号(第18条関係)

市営住宅用途併用・現状変更承認通知書

年 月 日

氏 名 様

南相馬市長

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の用途・現状変更については、次の
とおり条件を付して許可します。

用途変更 現状変更 許可住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名	団地	部屋番号	号棟	号室
許可内容	1 用途の一部変更 2 模様替え 3 増築 4 工作物設置 5 その他()				
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで				

許可条件

- 1 許可期間が過ぎたとき又は退去の際は、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うこと。
- 2 工事の完了後、直ちに市営住宅用途併用・現状変更竣工届(様式第20号)を提出し、市の検査を受けること。

(事務担当：)

様式第20号(第18条関係)

市営住宅用途併用・現状変更竣工届

年 月 日

南相馬市長

住宅名 団地 号棟 号室
氏 名

年 月 日付けで許可のあった市営住宅の用途併用・現状変更については、
次のとおり竣工いたしましたのでお届けいたします。

用途併用 原状変更 竣工住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名	団地	部屋番号	号棟	号室
許可内容	1 用途の一部変更 2 模様替え 3 増築 4 工作物設置 5 その他()				
竣工内容					
竣工日	年 月 日				
検査 希望日	年 月 日				

様式第21号(第19条関係)

〒

様

収 入 超 過 者 認 定 通 知 書

年 月 日

住 宅 番 号		

様

南相馬市長

あなたの収入については次のとおりとなり、南相馬市営住宅条例第28条第1項の規定により収入超過者となりますので通知いたします。

なお、収入超過者については、次のとおり収入超過加算額を支払っていただくこととなりますので申し添えます。

認 定 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

所得金額合計	控除金額合計	認 定 月 額
円	円	円

続 柄	収 入 該 当 者	所 得 金 額
		円

基 本 家 賃	収入超過加算額	家 賃 月 額	適用開始年月
			年 月

※ 収入超過者とは市営住宅に入居している期間が引き続き3年以上である入居者で、収入月額(上記の認定月額)が 円を超える入居者をいう。なお、市営住宅に入居している期間が引き続き5年以上である入居者で、2年間引き続き収入月額が 円を超えた場合は、住宅を明け渡していただくこととなります。

(事務担当：)

様式第22号(第20条関係)

高 額 所 得 者 認 定 通 知 書

年 月 日

住宅名 団地 号棟 号室
氏 名 様

南相馬市長

あなたの収入については次のとおりとなり、南相馬市営住宅条例第28条第2項の規定により高額所得者となりますので通知いたします。

なお、高額所得者は、市営住宅明渡し該当者となり、期限を定めて明渡しの請求をすることになりますので申し添えます。

公営住宅法施行令の規定に基づく収入月額		公営住宅法施行令の規定 に基づく明渡し基準月額
年	年	円
円	円	

※ 高額所得者

市営住宅に入居している期間が引き続き5年以上である入居者で、公営住宅法施行令に基づいて計算をした収入月額が、最近2年間引き続き 円を超える入居者をいう。高額所得者は、市営住宅を速やかに明け渡さなければならない。

※ この認定に対し意見がある場合は、通知の日から10日以内に高額所得者認定更正申請書(様式第23号)を提出してください。

(事務担当 :)

様式第23号(第20条関係)

高額所得者認定更正申請書

年 月 日

南相馬市長

住宅名 団地 号棟 号室
氏 名

年 月 日付けで高額所得者の認定通知がありましたが、次の理由により
認定を更正くださるよう申請いたします。

入居住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名	団地	部屋番号	号棟	号室
申請理由					

様式第24号(第20条関係)

高額所得者認定更正通知書

年 月 日

住宅名 団地 号棟 号室
氏 名 様

南相馬市長

年 月 日付けで通知をした高額所得者の認定については、次のとおり認定を更正し、高額所得者の認定を取り消します。

公 営 住 宅 法 施 行 令 の 規 定 に 基 づ く 収 入 月 額		
収 入 年	更 正 前 収 入 月 額	更 正 後 収 入 月 額
年	円	円
年	円	円

※高額所得者

市営住宅に入居している期間が引き続き5年以上である入居者で、公営住宅法施行令に基づいて計算をした収入月額が、最近2年間引き続き 円を超える入居者をいう。高額所得者は、市営住宅を速やかに明け渡さなければならない。

(事務担当 :)

様式第25号(第20条関係)

高額所得者市営住宅明渡し請求書

年 月 日

氏 名 様

南相馬市長

高額所得者と決定されたので、南相馬市営住宅条例第31条第1項の規定により、次の期限までに市営住宅の明渡しを請求します。

明渡し請求 住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名	団地	部屋番号	号棟	号室
明渡し期限	年 月 日				

※ 特別の事情(入居者の病気等)がある場合は、期限を延長することができますので申し出てください。

(事務担当：)

様式第26号(第20条関係)

高額所得者市営住宅明渡し期限延長申請書

年 月 日

南相馬市長

住宅名 団地 号棟 号室
氏 名

年 月 日付けで請求のあった市営住宅の明渡しについて、次の理由により明渡し期限の延長を申請いたします。

明 渡 し 期 限 延長申請住宅	所在地	南相馬市		
	住宅名	団地	部屋番号	号棟 号室
明渡し期限	年 月 日		希 望 する 明渡し期限	年 月 日
申 請 理 由 及 び添付書類	申請理由(該当する番号を○で囲んでください)		添 付 書 類	
	1 入居者が病気にかかっている 2 入居者が災害により損害を受けた 3 定年退職等のため収入が著しく減少する 4 その他()		診断書等 罹災証明書・事故証明書 退職辞令・退職予定証明書	

様式第27号(第20条関係)

高額所得者市営住宅明渡し期限延長承認通知書

年 月 日

氏名 様

南相馬市長

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の明渡し期限の延長については、次のとおり承認します。

明 渡 し 期 限 延 長 承 認 住 宅	所在地	南相馬市		
	住宅名	団地	部 屋 番 号	号棟 号室
当 初 明 渡 し 期 限	年 月 日		延 長 承 認 明 渡 し 期 限	年 月 日

(事務担当 :)

様式第28号(第21条関係)

市営住宅明渡し請求書

年 月 日

氏 名 様

南相馬市長

次期限までに市営住宅の明渡しを請求します。

明 渡 し 請 求 住 宅	所在地	南相馬市		
	住宅名	団地	部 屋 番 号	号棟 号室
明 渡 し 期 限	年 月 日			
住 宅 明 渡 し 請 求 理 由				

(事務担当 :)

様式第29号(第21条関係)

新市営住宅入居希望申出書

年 月 日

南相馬市長

住宅名 団地 号棟 号室
氏 名

市営住宅建替事業により、新たに整備される市営住宅に入居を希望しますので申出をいたします。

現 入 居 市営住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名	団地	部 屋 番 号	号棟	号室
入 居 希 望 新 市 営 住 宅	住宅名	団地			

様式第30号(第22条関係)

市営住宅家賃減額申請書

年 月 日

南相馬市長

住宅名 団地 号棟 号室
氏 名

市営住宅(建替え・改善・除却)事業の施行に伴う移転のため、次の市営住宅の家賃の減額を受けたく申請いたします。

仮 住 宅 又 は 新 住 宅	所在地	南相馬市			
	住宅名	団地	部屋番号	号棟	号室
	家賃額	月額 円			
減 額 理 由 番 号 を ○ で 囲 ん で く だ さ い	1 仮住宅と指定された市営住宅への移転 2 前住宅又は仮住宅から新たに使用する市営住宅への移転				

様式第31号(第22条関係)

市営住宅家賃減額決定通知書

年 月 日

氏 名 様

南相馬市長

年 月 日付けで申請のあった市営住宅家賃の減額については次のとおり決定したので通知します。

仮住宅又は 新住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名	団地	部屋番号	号棟	号室
	家賃額	月額 円			
減額理由	減額する期間	減額する家賃額の算定方法	減額する家賃額	減額後の家賃額	
仮住宅への 移転	仮住宅に入居している期間	明け渡した市営住宅との差額の全額	円	円	
前住宅又は 仮住宅から 新たに使用 する市営住宅への移転	年 月 日から 年 月 日まで	明け渡した市営住宅の家賃との差額に6分の5を乗じて得た額	円	円	
	年 月 日から 年 月 日まで	明け渡した市営住宅の家賃との差額に6分の4を乗じて得た額	円	円	
	年 月 日から 年 月 日まで	明け渡した市営住宅の家賃との差額に6分の3を乗じて得た額	円	円	
	年 月 日から 年 月 日まで	明け渡した市営住宅の家賃との差額に6分の2を乗じて得た額	円	円	
	年 月 日から 年 月 日まで	明け渡した市営住宅の家賃との差額に6分の1を乗じて得た額	円	円	

(事務担当 :)

様式第32号(第23条関係)

市 営 住 宅 退 去 届

年 月 日

南相馬市長

住宅名 団地 号棟 号室
氏 名

次のとおり市営住宅を退去いたしますのでお届けいたします。

退 去 市 営 住 宅	所 在 地	南相馬市			
	住 宅 名	団地	部屋番号	号棟	号室
退 去 日	年 月 日		退去理由	1 新 築 2 転 勤 3 その他	
転 居 先	住 所			電話番号	
退 去 検 査 希 望 日	年 月 日 午前 午後 時 分				

様式第33号(第24条関係)

社会福祉事業等市営住宅使用申請書

年 月 日

南相馬市長

住 所
法 人 名
代表者名

次のとおり社会福祉事業等を行うために、市営住宅を使用したいので申請いたします。

社会福祉 事業等使 用住宅	所在地	南相馬市		
	住宅名	団地	部 屋 番 号	号棟 号室
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
社会福祉 事業等の 内 容	1 精神障がい者地域生活援助事業 2 知的障がい者地域生活援助事業			
	具体的な 事業内容			
使用予定人数	人	使用中の責任者名		

※ 添付書類

法人等の登記事項証明書

様式第34号(第24条関係)

社会福祉事業等市営住宅使用許可書

年 月 日

法人名

代表者名

様

南相馬市長

年 月 日付けで申請のあった社会福祉事業等を行うための市営住宅の使用については、次のとおり条件を付して許可します。

社会福祉事業等 許可住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名	団地	部屋番号	号棟	号室
許可期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
使用料	月額	円			

許可条件

- 1 公営住宅法、南相馬市営住宅条例及びこれらに基づく規則等に定める事項を厳守すること。
- 2 使用申請書に記載された事業以外に使用しないこと。
- 3 許可日から15日以内に使用を開始しないときは、使用許可を取り消します。やむを得ない事情によりこの期間内に使用を開始できないときは、市長の承認を受けること。
- 4 毎月15日までに前月の使用状況を報告すること。
- 5 市営住宅を現に使用する者から徴収する家賃相当額の合計は、上記の使用料の額を超えないこと。
- 6 使用許可の条件に違反したとき、市営住宅の管理に支障があると認めるときは、使用許可を取り消します。

(事務担当：)

様式第35号(第24条関係)

社会福祉事業等市営住宅使用不許可通知書

年 月 日

法人名

代表者名

様

南相馬市長

年 月 日付けで申請のあった社会福祉事業等を行うための市営住宅の使用
については、次の理由により不許可とします。

1 不許可理由

(事務担当 :)

様式第36号(第26条関係)

社会福祉事業等市営住宅使用状況報告書

年 月 日

南相馬市長

住 所
法 人 名
代表者名

年 月分の社会福祉事業等市営住宅使用状況を、次のとおり報告いたします。

社会福祉事業等 使用住宅	所在地	南相馬市		
	住宅名	団地	部屋番号	号棟 号室
社会福祉事業等の 使用状況	1 精神障がい者地域生活援助事業 2 知的障がい者地域生活援助事業			
	具体的な事業内容			
使用人数	人	使用中の責任者名		

※ 添付書類
使用状況の日報等

様式第37号(第27条関係)

社会福祉事業等市営住宅使用申請内容変更報告書

年 月 日

南相馬市長

住 所
法 人 名
代表者名

社会福祉事業等に使用している市営住宅について、次のとおり申請の内容に変更が生じたので報告いたします。

社会福祉事業等 使用住宅	所在地	南相馬市		
	住宅名	団地	部屋番号	号棟 号室
社会福祉事業等の 使用申請 変更内容	1 精神障がい者地域生活援助事業 2 知的障がい者地域生活援助事業			
	変更前			
	変更後			

様式第38号(第28条関係)

社会福祉事業等市営住宅使用許可取消通知書

年 月 日

法人名
代表者名 様

南相馬市長

年 月 日付けで許可をした社会福祉事業等を行うための市営住宅の使用
については、次の理由により許可を取り消します。

社会福祉 事業等 使用許可取 消住宅	所在地	南相馬市		
	住宅名	団地	部屋番号	号棟 号室
使用許可取 消 日	年 月 日			
取 消 理 由				

(事務担当 :)

様式第39号(第30条関係)

市営住宅駐車場使用申請書

年 月 日

南相馬市長

住 所
氏 名
(電話番号)

次のとおり市営住宅駐車場を使用したいので、申請いたします。

入 居 住 宅	所在地	南相馬市		
	住宅名	団地	部屋番号	号棟 号室
自 動 車 の 使 用 者 名			入 居 者 と の 続 柄	
車 種 及 び 排 気 量			登録番号	
使 用 開 始 予 定 日	年 月 日			

様式第40号(第31条関係)

市営住宅駐車場使用決定通知書

年 月 日

氏名 様
南相馬市長

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の駐車場の使用については、次のとおり条件を付して許可します。

入 居 住 宅	所在地	南相馬市		
	住宅名	団地	部屋番号	号棟 号室
使 用 可 能 日	年 月 日			
使 用 料	月額 円			

許可条件

- 1 公営住宅法、南相馬市営住宅条例及びこれらに基づく規則等に定める事項を厳守すること。
- 2 市営住宅駐車場使用申請書に記載された自動車以外の自動車の駐車場に使用しないこと。
- 3 使用可能日から15日以内に使用を開始しないときは、使用許可を取り消します。やむを得ない事情によりこの期間内に使用を開始できないときは、市長の承認を受けること。
- 4 下記に該当する場合は、使用許可を取り消します。
 - (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
 - (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に損したとき。
 - (4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
 - (5) 駐車場の管理上必要があると認めるとき。

(事務担当：)

様式第41号(第32条関係)

市営住宅駐車場使用許可取消通知書

年 月 日

氏 名 様

南相馬市長

年 月 日付けで許可をした市営住宅の駐車場の使用については、次の理由により許可を取り消します。

入 居 住 宅	所在地	南相馬市		
	住宅名	団地	部屋番号	号棟 号室
使 用 許 可 取 消 日	年 月 日			
取 消 理 由				

(事務担当：)

（表）

第	号
市営住宅立入検査員証	
職 名	
氏 名	
南相馬市営住宅条例第65条第1項の規定に基づく市営住宅の検査員であることを証明する。	
年	月 日 ☐
南相馬市長	印

（裏）

南相馬市営住宅条例(抜粋)
(立入検査)
第65条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

指定管理者指定申請書

年 月 日

南相馬市長 様

所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号 ()

市営住宅条例第69条第1項に基づき、市営住宅及び共同施設の指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

管理を行う施設の名称等	
管理の開始年月日	
特記事項	

- 備考 次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
 - (2) 定款、規約その他これらに類する書類
 - (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
 - (4) 団体の経営状況等を説明する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類